

回る地球の債券投資。

ガリレオ

®

ガリレオ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

2008.7

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

(注)「ガリレオ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分は「ガリレオ」の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。

ガリレオ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（交付目論見書）
2008.7

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

（注）「ガリレオ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うガリレオ(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 1 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 1 月 19 日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関をご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。

(注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。

(注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注 4) 本書においてガリレオを「本ファンド」といい、本ファンドおよびガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「ガリレオ」ということがあります。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

(注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さんにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に国内外の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「債券の価格変動リスク」、「債券の信用リスク」、「為替リスク」および「通貨運用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

■本ファンドの手数料等について

◆申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額に 2.1%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575%(税込)の率を乗じて得た額とします。

◆信託財産留保額

本ファンドには信託財産留保額はありません。

◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

◆その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

ご利用の手引き

ガリレオ[®]

目次
概要
特徴
ファンズ情報
リスク
運用
買付
換金
費用・税金
その他

ファンズの概要について知りたい	ファンズ概要 2
ファンズの特徴について知りたい	ファンズのポイント 4 ファンズの投資対象 4 分散投資と為替ヘッジによる効果 5 「ガリレオ」の過去の運用実績 6 長期保有による効果 7 運用方針 8 ファンズの分配金 9
購入後のファンズ情報を得るには	基準価額の入手方法 10 運用報告書 10 その他のディスクロージャー資料 10
リスクについて知りたい	値動きの主な要因 11 その他のリスク、留意点 12
ファンズの運用について知りたい	ファンズの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは 14 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 15 運用体制およびリスク管理体制 16 運用戦略 17
買付について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 20 お買付の単位、お買付の流れ 20
換金について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 21 ご換金の単位、ご換金の流れ、ご注意点 21
ファンズの費用／税金について知りたい	お買付時・投資期間中の費用 22 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 22 その他の費用について、個別元本について、分配金の課税について 23 換金時および償還時の課税について 24
その他	ファンズの仕組み、信託の終了・約款の変更等 25 その他の契約の変更について、受益者の権利等 26 内国投資信託受益証券事務の概要 26 投資制限 27 その他の情報について、「請求目論見書」の項目 28 ファンズの海外休業日 29 用語集 30 財務諸表等 信託約款

ファンドの概要について知りたい

ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	ガリレオ	
商品分類	追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資専用	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	『ガリレオ・マザーファンド』の受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドは主として日本を含む世界各国の債券および通貨に投資します。 (債券先物取引、円短期金融商品等を含みます。円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。)	
信託期間	原則として無期限(設定日:1997年5月1日)	
ファンドの特徴	<p>債券80%、円短期金融商品20%を基本資産配分*とし、世界の先進国の国債および通貨を中心に分散投資します。100%円ヘッジを基本とすることで、為替相場変動の影響を低減します。計量モデルに基づく運用を行います。</p> <p>* JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)と1カ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークをベンチマークとします。</p>	<p>詳しくは…</p>  <p>P 4 ~ 8</p>
値動きの主な要因 (投資リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ・債券の価格変動リスク ・為替リスク ・債券の信用リスク ・通貨運用リスク 	P 11
決算日	<p>毎年4月20日および10月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)</p> <p>毎決算時に原則として収益の分配を行います。</p> <p>分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。</p>	P 9
委託会社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P 14、15
受託銀行 (信託銀行)	日興シティ信託銀行株式会社	P 14
販売会社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P 10

ファンドの概要について知りたい

ガリレオ[®]

詳しくは…



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日	P20、21
受付締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)まで受け付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P20、21
お買付価額	お買付申込日の翌営業日の基準価額	P20
お買付単位	1万円以上1円単位 販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。	P20
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として販売会社が定める料率	P22
ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額	P21
信託財産留保額 (換金時の費用)	なし	—
ご換金単位	1口単位 販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。	P21
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。	P21
信託報酬 (運用中の費用)	純資産総額に対して年率1.575%(税込) 上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。	P22
税金等	「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。	P22

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント

- ❖ 世界の先進国の国債および通貨を中心に分散投資します。
- ❖ 基本資産配分は、債券80%、円短期金融商品20%です。
- ❖ 資産間、債券国別、通貨の各配分比率の変更を通じて、収益の向上を目指します。
- ❖ 外貨建資産については100%円ヘッジを基本とすることで、為替相場変動の影響を低減します*。
- ❖ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを用いて運用を行います。
- ❖ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
(ファミリーファンド方式については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。)

* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

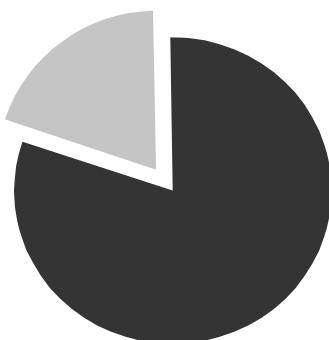
ファンドの投資対象

「ガリレオ」は、日本を含む先進国を中心とした世界の国債および通貨を主な投資対象とします。

「ガリレオ」は、世界の主要な国債市場をカバーする代表的な指数のひとつであるJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)と1ヵ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークを採用しています。

「ガリレオ」のベンチマーク*

円短期金融商品
20%
使用インデックス:
1ヵ月円LIBOR



ひとつの国の債券だけに投資した場合、投資結果は、ひとつの国の金利動向などの市場要因に主に左右されることとなります。

「ガリレオ」では、投資対象とする国および通貨を幅広く分散することにより、リスクを分散し、安定したリターンを追求します。

世界債券
(為替円ヘッジ)
80%
使用インデックス:
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス
(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)

*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

分散投資と為替ヘッジによる効果

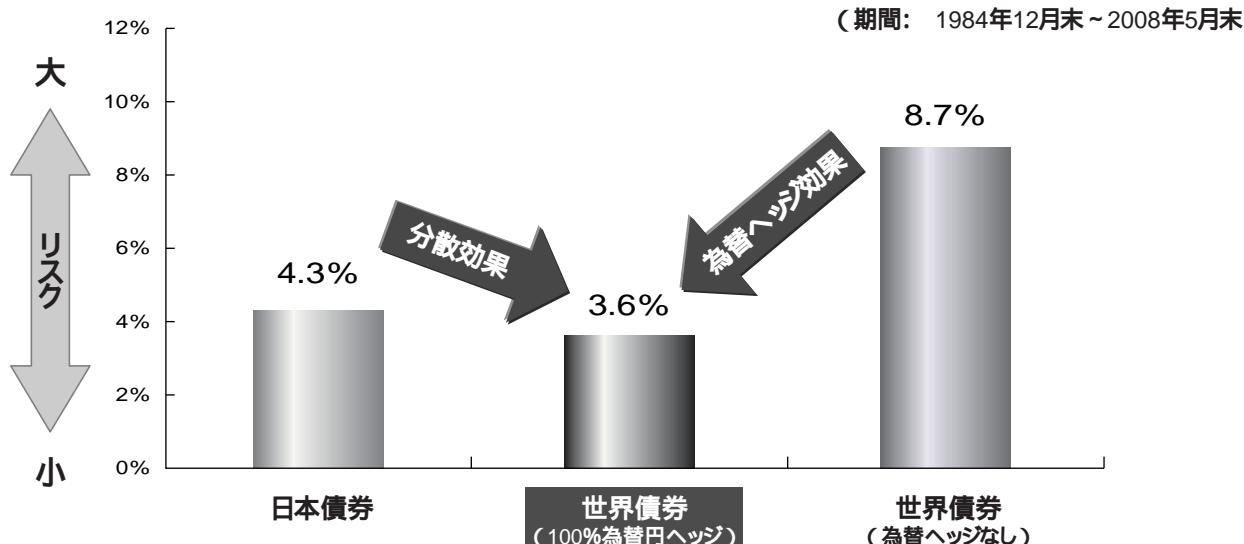
海外への投資において、為替変動は大きなリスク要因となります。円安になれば、為替差益が得られますが、逆に、円高になれば、為替差損が生じてしまいます。ただし、「為替ヘッジ」という方法を用いれば、コストはかかりますが、為替変動の影響を低減することができます。

「ガリレオ」は、ひとつの国の債券のみに投資するのではなく世界の債券に分散投資することにより、リスクを分散して、より安定したリターンを追求すると同時に、外貨建資産については、原則として対円で100%為替ヘッジを行い、為替相場変動の投資成果への影響を低減させることで、より安定したリターンを追求します。

ただし、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。また、「ガリレオ」では、後記のとおり通貨配分戦略による運用を行いますので、一定の為替リスクを伴います。

特
徴

過去のデータから見た世界債券分散投資と為替ヘッジのリスク* 低減効果



単一国債券への投資の場合

一国の経済動向などの市場要因によってパフォーマンスが大きく左右されてしまう。

世界債券への分散投資 (為替ヘッジあり)の場合

世界の債券に分散投資し、原則として為替を100%円ヘッジすることで長期的に安定したリターンを追求。

世界債券への分散投資 (為替ヘッジなし)の場合

為替変動によってパフォーマンスが大きく左右されてしまう。

* リスク：月次収益率の標準偏差(年率換算)。この数値は、リターンのはらつきを示すものであり、数値が小さいほどはらつきが少なく、リターンが安定していることを意味します。

上記のデータは、日本債券はJP モルガン日本債券インデックス、世界債券はJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を使用しています。上記のデータはあくまでインデックスの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

ファンドの特徴について知りたい

「ガリレオ」の過去の運用実績

「ガリレオ」は、過去の実績において、短期的には上下動を繰り返しているものの、設定来安定した推移となっていましたことが分かります。



過去の実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

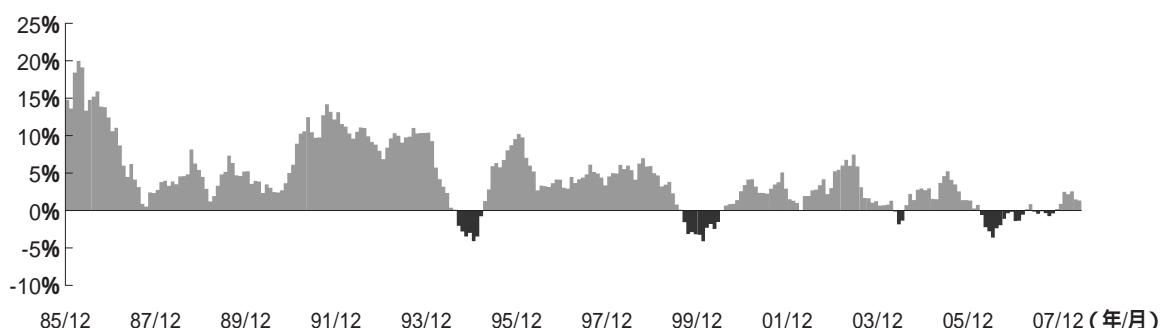
長期保有による効果

短期的に見ると、主に金利動向により、資産価値は変動します。一方で、資産価値の変動は長期的にはより安定化していくことが過去のベンチマークのデータから見られていますので、長期保有をお勧めします。

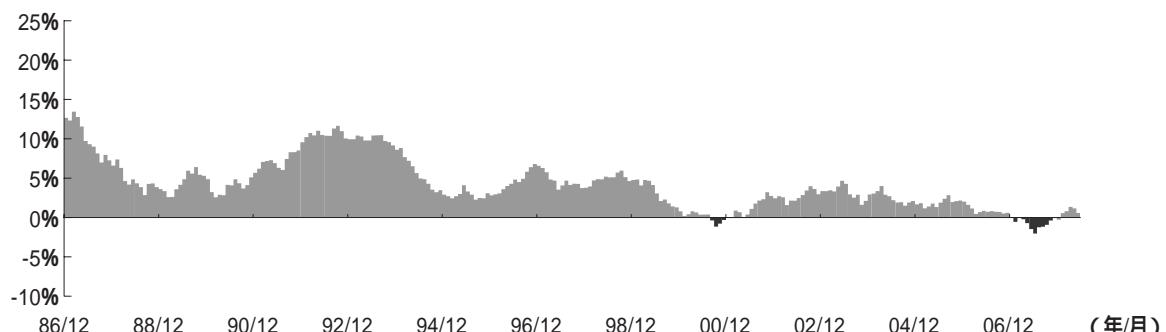
ガリレオのベンチマークに、各期間投資したと仮定した場合の収益率

各月から1年間

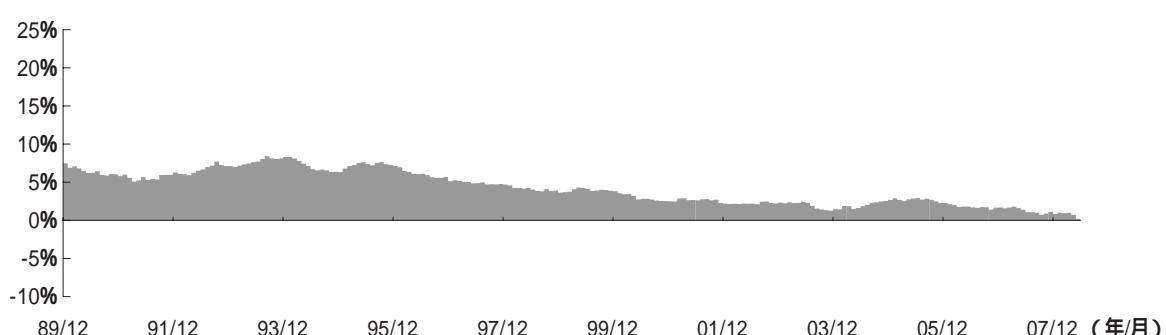
(期間:1984年12月末～2008年5月末)



各月から2年間(年率)



各月から5年間(年率)



いちばん上の図は、例えば84年12月に投資を開始し85年12月に売却…と、各月から1年間「ガリレオ」のベンチマークに投資したと仮定した場合の収益率を表したものです。以下、同様に各月から2年間、5年間と、「ガリレオ」のベンチマークに投資したと仮定した場合の年間収益率を表しています。短期間の投資の場合、収益の変動幅が大きくなる傾向がありますが、投資期間を長期化するにしたがい、収益の変動幅が小さくなり、リターンが安定化していくことがわかります。

上記のデータはあくまで「ガリレオ」のベンチマークの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

ファンドの特徴について知りたい

運用方針

本ファンドの運用方針

本ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンドの受益証券の組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

特
徴

マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします(債券先物取引^{*1}、円短期金融商品等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。)。

計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

- (a) 資産間配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル^{*2}を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。
- (b) 運用期間中を通じて、市場配分・通貨配分の見直しを行います^{*3}。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

*1 本書では、「債券」という場合、原則として債券先物取引等を含むものとします。

*2 ポートフォリオは、主に単独絶対リターン・モデル(各国の資産についてのリターン予測)、市場間リターン・スプレッド・モデル(各国間の資産における相対的なリターンの差を予測)、ブラック・リターマン・モデル(均衡リターン評価モデル)による最適化を目指します。単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組み合わせにより、モデルを1つだけ用いたときには難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

*3 運用にあたっては、世界各国債券市場の先物取引および為替予約等も活用します。

ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年4月20日および10月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配方針

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が小額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

ご注意点

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

特
徴

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。

最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:ガリレオ)。

運用報告書

年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 03-6437-6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

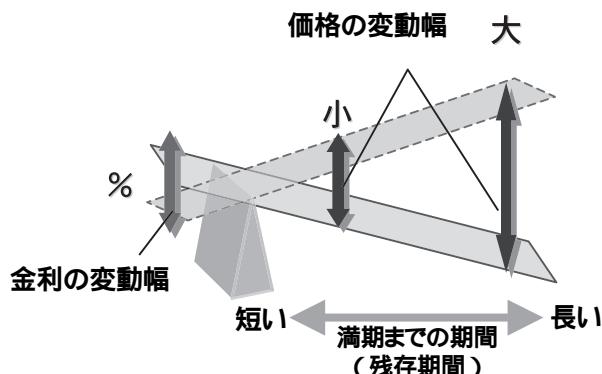
値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されません。主なリスクとしては、以下のものが挙げられます。

債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

【金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ】



債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

為替リスク

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)

通貨運用リスク

本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

リスク

上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

リスクについて知りたい

その他のリスク

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、債券や金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社) GSAMニューヨーク(投資顧問会社)の見通しと異なった場合には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

為替取引等の相対取引の相手先に関するリスク

本ファンドでは為替取引等の相対取引を行いますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

留意点

一部解約に伴わる留意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。

計量運用に伴わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

為替ヘッジに伴わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

資産規模に伴わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

受託銀行の信用力に伴わる留意点

受託銀行の格付けが低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

留意点(続き)

ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)と1ヶ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合、申込手数料は返還されません。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペーパーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付けを中止またはすでに受けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消しましたは保留)させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行なった当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

受託銀行の辞任に伴う留意点

受託銀行は、委託会社の承諾を受けて本ファンドの受託者の任務を辞任することができます。この場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託者を選任しますが、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

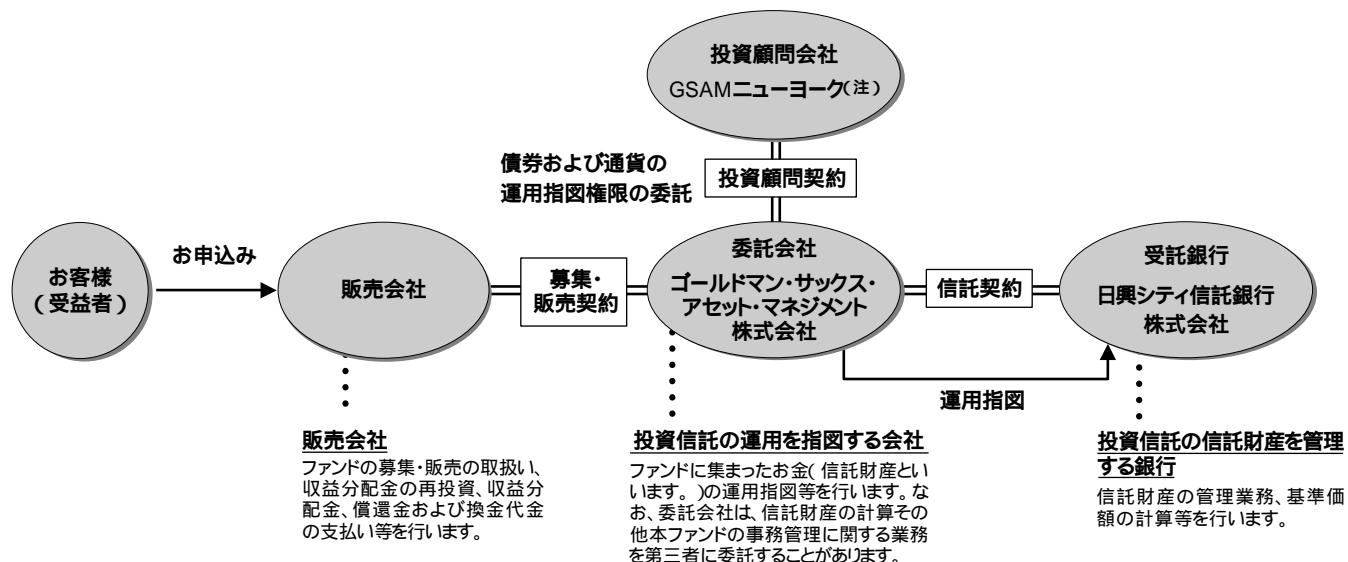
その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



(注)本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといいます(以下同じ。)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2007年12月末現在、グループ全体で7,634億米ドル(約87.1兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2007年12月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=114.15円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



- GSAM運用拠点
- GSAMオフィス拠点
- △ GSグループオフィスの拠点

(注)メルボルンはGS JBウェアのオフィスです。(GS JBウェアはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2008年7月18日現在)。

2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名：代表取締役 土岐大介

4. 大株主の状況

(2008年7月18日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

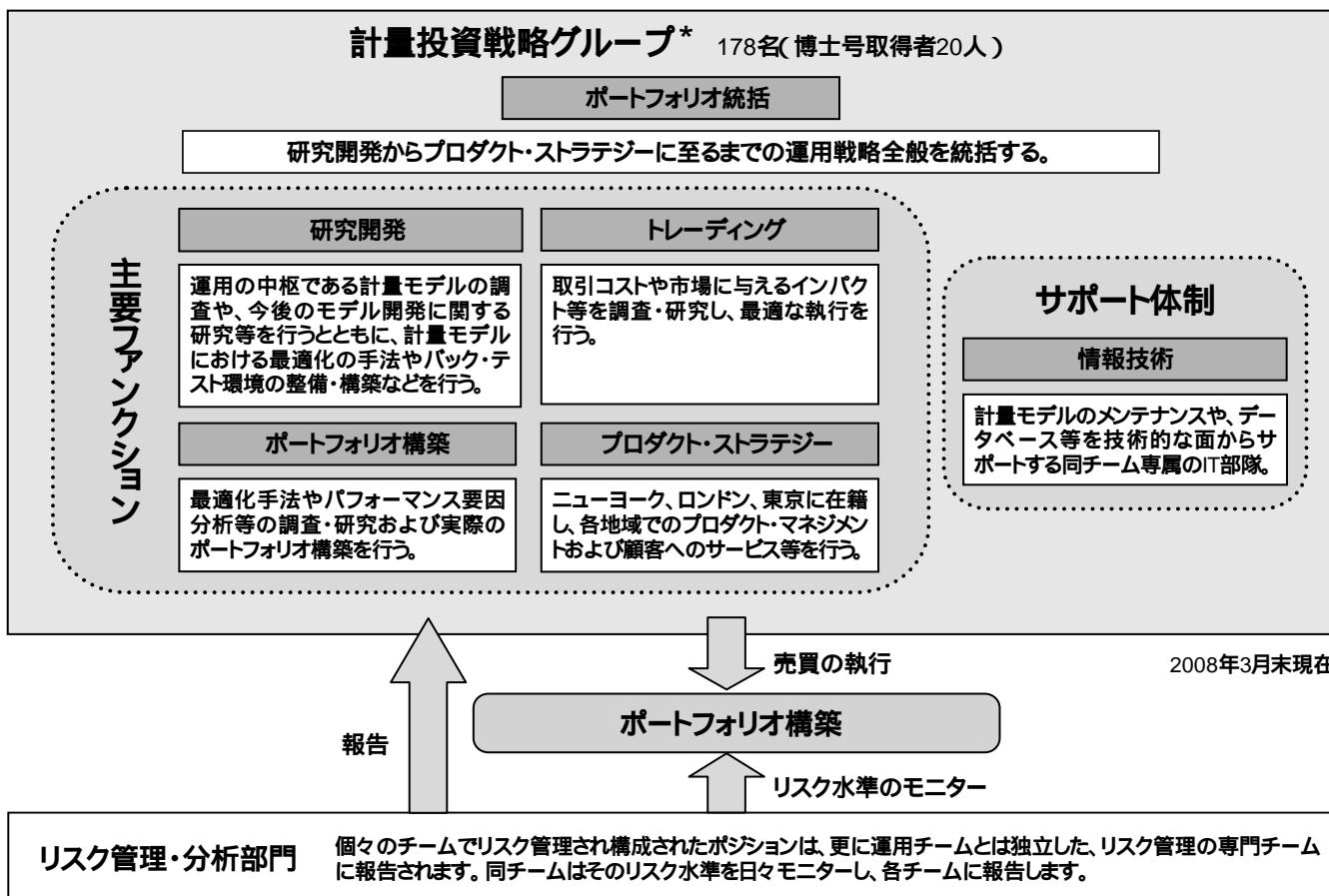
ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合といったことが挙げられます。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1)リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

運用戦略

《「ガリレオ」のリターンとリスクの源泉》

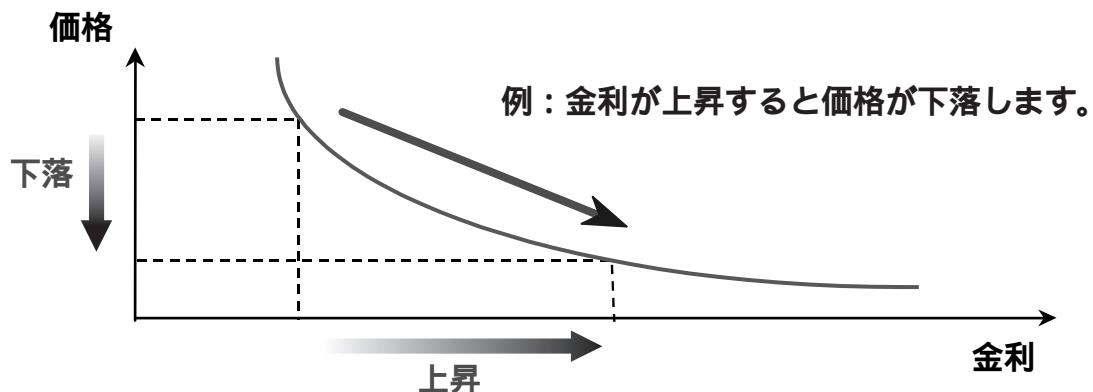
「ガリレオ」は、主に世界の債券に投資しますので、長期的には、債券の利息収入が収益の主な源泉となります。

債券の価格変動も基準価額の変動要因となります。債券の市場価格は、金利が低下した場合上昇する傾向にありますが、逆に金利の上昇局面では下落する傾向にあります。

外貨建債券への投資は為替変動リスクが伴いますが、「ガリレオ」では原則として対円で100%為替ヘッジすることを基本とし、為替リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジにあたっては、日本と海外の短期金利差に相当するコストまたはプレミアムが発生します。

以上に加え、アクティブ運用の結果が基準価額変動の要因となります。

債券価格と金利の関係（概念図）



上記は、あくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

ファンドの運用について知りたい

運用戦略

「ガリレオ」は、計量モデルを用いたアクティブ運用を行うことで付加価値を追求します。

「ガリレオ」では、ベンチマークにおける配分比率から、実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産にはより多く配分、魅力的ではないと判断する国や資産にはより少なく配分）させることにより、超過収益を目指します。ガリレオの運用戦略は、以下の3つの組み合わせからなります。投資対象を分散するだけではなく、投資手法も分散することで、単一の運用戦略のみで運用する場合に比べて、長期的に安定した付加価値の獲得を目指します。

「ガリレオ」3つの運用戦略

世界債券と円短期金融商品間の「資産間配分戦略」

各国債券市場間における「債券国別配分戦略」

**100%為替円ヘッジを基本としながら、各通貨間における
「通貨配分戦略」**

（注）市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

各戦略が主に採用する投資テーマには、次のようなものが含まれます。

割安度（バリュー）…投資対象の価格が、その資産価値よりも割安と考えられる市場を高く評価します。

成長度（モメンタム）…市場動向や経済情勢等の好調な市場を高く評価します。

各国国債市場を投資対象とした運用を主に行い、配分比率の変更は、原則的に月に1回程度の頻度で行います。投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い+カナダ・ドル売り）。運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

資産間配分戦略

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を上昇させます。一方で、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低下させます。

運用戦略

債券国別配分戦略

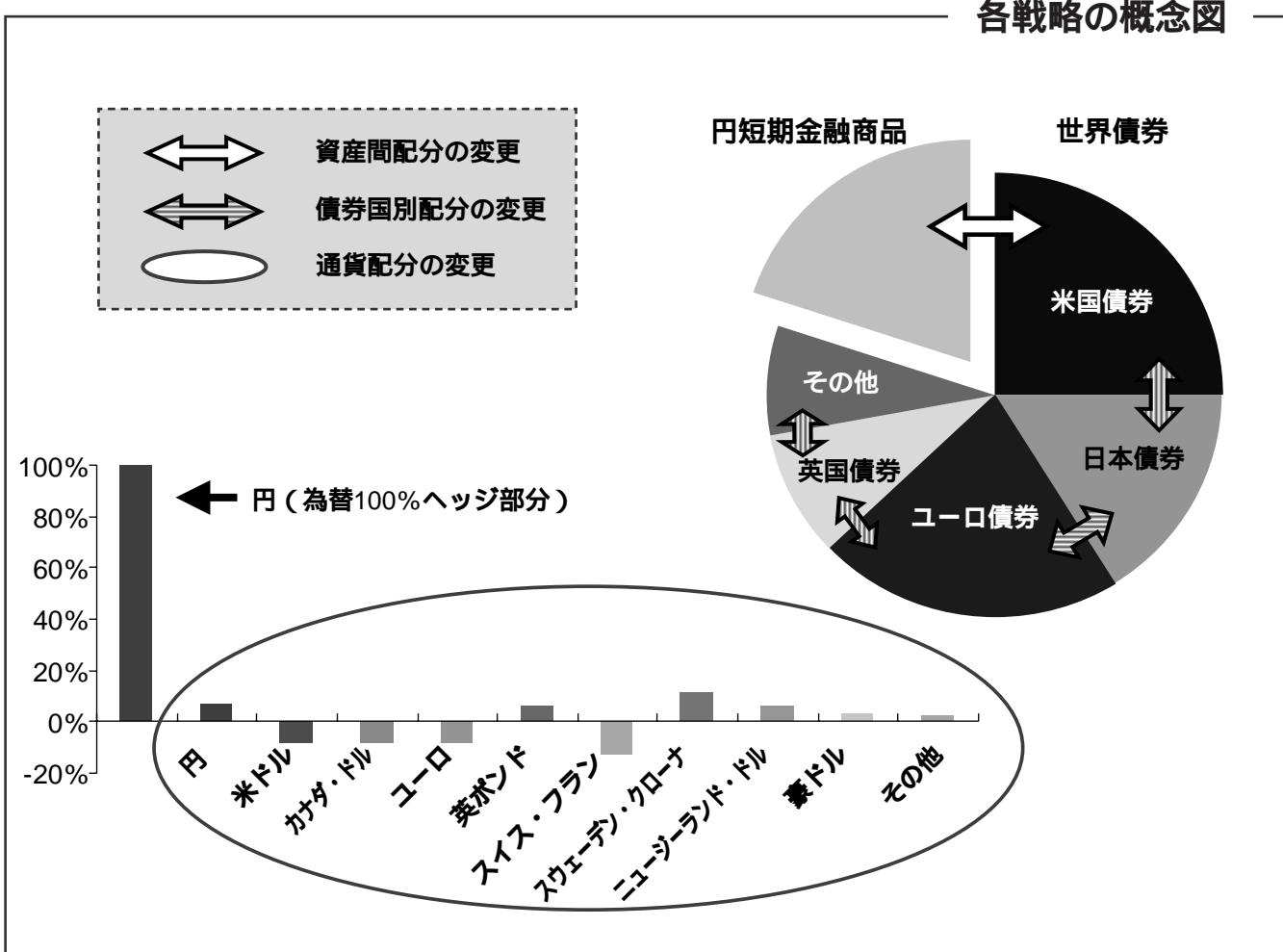
より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を上昇させるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

通貨配分戦略

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各国通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円に対するヘッジ比率を高位に維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持ちする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

「ガリレオ」は、複数の計量モデルを用いてポートフォリオの最適化を目指し、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を行うことで、付加価値を追求します。

各戦略の概念図



上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、「ガリレオ」の運用成果を予測または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、お買付のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。

お買付にかかる費用については「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

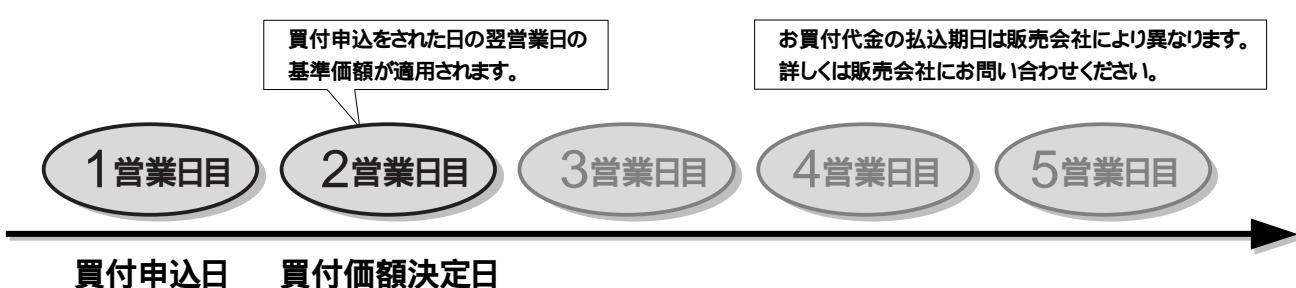
お買付の単位

1万円以上1円単位

販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、10ページ掲載の照会先でご確認ください。

ご換金のお申込み

お買付けいただいた販売会社にて、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

お手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

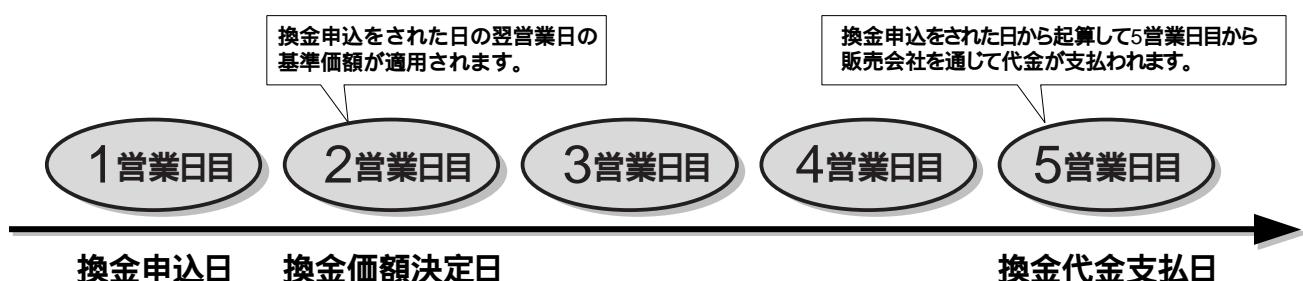
詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金の流れ



ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい／留意点／お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

ご注意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2008年7月18日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用					税金 ^{*1}																				
お買付時^{*2}	2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。					—																				
投資期間中 (運用費用の内訳)	<p>信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先 各販売会社 の取扱に係る 純資産総額</th> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満 の部分</td><td>年率 1.575% (税込)</td><td>年率 0.735% (税込)</td><td>年率 0.735% (税込)</td><td>年率 0.105% (税込)</td></tr> <tr> <td>300億円以上 2,500億円未満 の部分</td><td>年率 1.575% (税込)</td><td>年率 0.63% (税込)</td><td>年率 0.84% (税込)</td><td>年率 0.105% (税込)</td></tr> <tr> <td>2,500億円以上 の部分</td><td>年率 1.575% (税込)</td><td>年率 0.5775% (税込)</td><td>年率 0.8925% (税込)</td><td>年率 0.105% (税込)</td></tr> </tbody> </table> <p>監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。詳しくは、後記「他の費用について」をご覧ください。</p>					支払先 各販売会社 の取扱に係る 純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託銀行	300億円未満 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.735% (税込)	年率 0.735% (税込)	年率 0.105% (税込)	300億円以上 2,500億円未満 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.63% (税込)	年率 0.84% (税込)	年率 0.105% (税込)	2,500億円以上 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.5775% (税込)	年率 0.8925% (税込)	年率 0.105% (税込)	—
支払先 各販売会社 の取扱に係る 純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託銀行																						
300億円未満 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.735% (税込)	年率 0.735% (税込)	年率 0.105% (税込)																						
300億円以上 2,500億円未満 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.63% (税込)	年率 0.84% (税込)	年率 0.105% (税込)																						
2,500億円以上 の部分	年率 1.575% (税込)	年率 0.5775% (税込)	年率 0.8925% (税込)	年率 0.105% (税込)																						
ご換金時 (解約請求による場合)	—					《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}																				
収益分配金 受取時	—					《2008年12月31日まで》 普通分配金×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 普通分配金×20% ^{*3}																				
ファンドの 償還時	—					《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}																				

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。また、償還乗り換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

*3 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的な判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

から記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うことと当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

<2009年1月1日以降>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31までの間ににおいて、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式(上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。)の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など)の合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。なお、配当控除の適用はありません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能となります。さらに、2010年1月1日以降は、源泉徴収選択口座を用いた損益通算も可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

換金時および償還時の課税について

個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

<2009年1月1日以降>

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約(償還)差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、500万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能となります。さらに、2010年1月1日以降は、源泉徴収選択口座を用いた損益通算も可能となります。

法人の受益者に対する課税

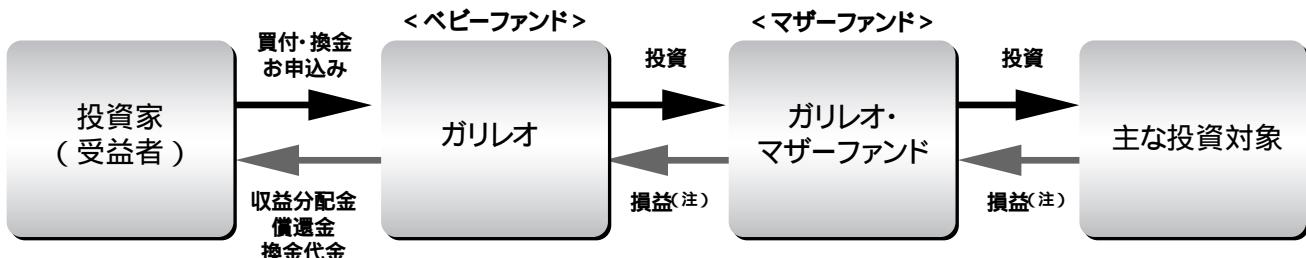
換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（ガリレオ）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめてることで、低コストで効率よく運用することができるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、30億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで、受託銀行と合意する場合

*委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

*委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMニューヨークとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいそく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目までに販売会社を通じて受益者への支払いを開始します。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任しません。

(5) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(4) その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

投資制限

(1) 約款上の投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行ふにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。(公社債の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

その他

その他の情報について

申込期間	2008年1月19日から2009年1月20日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場所	該当事項はありません。
振替制度について	本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
格付	格付けは取得しておりません。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

ファンドの海外休業日

ロンドンまたはニューヨークの休業日

2008年	8月25日	一般公休日(ロンドン)
	9月1日	労働者の日(ニューヨーク)
	10月13日	コロンブス記念日(ニューヨーク)
	11月11日	退役軍人の日(ニューヨーク)
	11月27日	感謝祭(ニューヨーク)
	12月25日	クリスマス(ロンドン、ニューヨーク)
	12月26日	ボクシング・デー(ロンドン)
2009年	1月1日	ニュー・イヤーズ・デー(ロンドン、ニューヨーク)
	1月19日	キング牧師誕生記念日(ニューヨーク)

2008年7月18日現在、委託会社が認識し得る2009年1月末までの「ロンドンまたはニューヨークの休業日」です。(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

用語集

アクティブ運用(アクティブうんよう)

ベンチマークとなる指標を上回る投資成果を目標とした運用スタイルを指します。一般的にベンチマークと連動した運用成果を目指すパッシブ運用と対比して用いられます。

「計量運用」、「ベンチマーク」

委託会社(いたくかいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

インデックス

マーケットの動向を示す指標のことです。例えば、日本の株式市場をあらわす代表的なインデックスにはTOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などがあります。

運用報告書(うんようほうこうしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託法の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定來の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

「バランス型」

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

計量運用(けいりょううんよう)

運用手法の一つとして、コンピュータ・モデルにより投資対象を評価し、ポートフォリオを構築する運用方法を指します。

債務不履行(さいむふりこう)

債券の発行体が支払期日において元利金の支払いを行わない状態を債務不履行(デフォルト)といいます。この場合、通常債券の投資家が投資元本を回収できることになり、損失を被ります。

「信用リスク」、「格付け」

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)

JPモルガンが計算・提供する、代表的な債券指数です。世界の主要な国債市場をカバーしています。世界債券の運用に際して、年金基金など機関投資家もベンチマークとして利用する代表的な指数の一つです。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

バランス型(バランスがた)

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類では、「株式投資信託に属するファンドの中で、約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」を指します。

「株式投資信託」

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ファミリーファンド方式(ファミリーファンドほうしき)

投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。

ベンチマーク

ファンド運用の目標となる指標であり、ファンドの投資対象を勘案して設定されます。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。日本株式に投資するファンドであれば、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。

LIBOR(ライボ)

LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出し手金利)のことです、主に短期金利の指標として用いられます。

運用状況

(1) 投資状況

資産の種類		国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		—	21,203,345,773	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		—	△8,391,686	△0.04
合計(純資産総額)		—	21,194,954,087	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

資産の種類		国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		アメリカ	6,290,277,297	27.28
		ドイツ	9,772,629,377	42.38
		イギリス	1,454,764,748	6.31
小計		—	17,517,671,422	75.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		—	5,542,048,640	24.03
合計(純資産総額)		—	23,059,720,062	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資状況

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年4月30日現在)								
順位	国／地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)
1	日本	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	18,402,487,219	1.1540	21,238,309,694	1.1522	21,203,345,773

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
親投資信託受益証券		100.04
合計		100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年4月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年4月30日現在)								
順位	国／地域	種類	銘柄名	数量(券面総額)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)
1	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6%	36,500,000	18,246.41	6,659,941,548	18,245.76	6,659,704,811
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	25,400,000	15,446.89	3,923,510,298	15,346.00	3,897,885,349
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	16,600,000	14,496.61	2,406,437,830	14,411.99	2,392,391,948
4	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	9,100,000	19,249.15	1,751,672,722	19,257.25	1,752,410,505
5	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5%	8,100,000	16,764.03	1,357,887,231	16,796.46	1,360,514,061
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY 6%	3,100,000	23,618.06	732,160,142	23,807.74	738,039,950
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY 8.75%	2,700,000	26,537.36	716,508,880	26,545.36	716,724,798

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
国債証券		75.97
合計		75.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年4月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2008年4月30日現在)										
資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物0806	買建	1,800,000,000	日本円	2,484,720,000	2,450,700,000	2,450,700,000	10.63
アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 0806	売建	238	米ドル	27,642,530.14	27,462,969.94	2,859,993,690	△12.40	
カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 0806	買建	112	カナダドル	13,165,600	13,168,960	1,352,978,950	5.87	
ドイツ	ユーロ	BUND10Y 0806	売建	102	ユーロ	11,620,860	11,633,100	1,886,307,164	△8.18	
オーストラリア	SFE10Y 0806	買建	61	オーストラリアドル	5,963,869.11	5,934,943.76	575,986,291	2.50		
イギリス	ロンドン国際金融先物オフショア取引所	GILT 0806	売建	87	英ポンド	9,426,230.25	9,418,620	1,931,288,031	△8.38	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直前の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	1口当たり純資産額(円)(分配落)	1口当たり純資産額(円)(分配付)
3期	(1998年10月20日)	242,572	248,612	1.0000	1.0249
4期	(1999年4月20日)	346,783	346,783	0.9873	0.9873
5期	(1999年10月20日)	267,702	267,702	0.9265	0.9265
6期	(2000年4月20日)	198,002	198,002	0.9542	0.9542
7期	(2000年10月20日)	166,052	166,052	0.9698	0.9698
8期	(2001年4月20日)	144,274	144,274	0.9934	0.9934
9期	(2001年10月22日)	124,383	127,043	1.0100	1.0316
10期	(2002年4月22日)	114,183	114,298	0.9959	0.9969
11期	(2002年10月21日)	76,531	80,692	1.0115	1.0665
12期	(2003年4月21日)	68,290	63,594	1.0392	1.0442
13期	(2003年10月20日)	54,581	54,863	1.0641	1.0696
14期	(2004年4月20日)	51,210	51,471	1.0791	1.0846
15期	(2004年10月20日)	46,321	46,520	1.0512	1.0557
16期	(2005年4月20日)	43,173	43,357	1.0590	1.0635
17期	(2005年10月20日)	39,025	39,190	1.0601	1.0646
18期	(2006年4月20日)	34,519	34,669	1.0364	1.0409
19期	(2006年10月20日)	29,417	29,547	1.0149	1.0194
20期	(2007年4月20日)	25,472	25,587	0.9940	0.9985
21期	(2007年10月22日)	22,642	22,749	0.9580	0.9625
22期	(2008年4月21日)	21,217	21,318	0.9447	0.9492
	2007年4月末日	25,420	—	0.9918	—
	2007年5月末日	24,742	—	0.9823	—
	2007年6月末日	24,109	—	0.9781	—
	2007年7月末日	23,915	—	0.9858	—
	2007年8月末日	23,467	—	0.9747	—
	2007年9月末日	22,888	—	0.9599	—
	2007年10月末日	22,727	—	0.9599	—
	2007年11月末日	22,394	—	0.9538	—
	2007年12月末日	21,767	—	0.9438	—
	2008年1月末日	21,821	—	0.9547	—
	2008年2月末日	21,702	—	0.9573	—
	2008年3月末日	21,644	—	0.9599	—
	2008年4月末日	21,194	—	0.9426	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第3期	自 1998年4月21日 至 1998年10月20日	0.0249
第4期	自 1998年10月21日 至 1999年4月20日	0.0000
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	0.0000
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	0.0000
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	0.0000
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	0.0000
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	0.0216
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	0.0010
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	0.0550
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	0.0050
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	0.0055
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	0.0055
第15期	自 2004年4月21日 至 2004年10月20日	0.0045
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年4月20日	0.0045
第17期	自 2005年4月21日 至 2005年10月20日	0.0045
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年4月20日	0.0045
第19期	自 2006年4月21日 至 2006年10月20日	0.0045
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年4月20日	0.0045
第21期	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	0.0045
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日	0.0045

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第3期	自 1998年4月21日 至 1998年10月20日	2.0
第4期	自 1998年10月21日 至 1999年4月20日	△1.3
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	△6.2
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	3.0
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	1.6
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	2.4
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	3.8
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	△1.3
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	7.1
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	3.2
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	2.9
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	1.9
第15期	自 2004年4月21日 至 2004年10月20日	△2.2
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年4月20日	1.2
第17期	自 2005年4月21日 至 2005年10月20日	0.5
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年4月20日	△1.8
第19期	自 2006年4月21日 至 2006年10月20日	△1.6
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年4月20日	△1.6
第21期	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	△3.2
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日	△0.9

財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したもので、
- 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 貢務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ガリレオ

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		22,943,757,985	21,494,823,148
未収入金		19,385,985	24,480,725
流動資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873
資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		106,361,943	101,063,521
未払解約金		19,385,985	24,480,725
未払受託者報酬		12,745,484	11,476,991
未払委託者報酬		178,436,846	160,677,819
その他未払費用		3,321,362	4,008,792
流動負債合計		320,251,620	301,707,848
負債合計		320,251,620	301,707,848
純資産の部			
元本等			
元本		23,635,987,437	22,458,560,311
剩余金			
期末欠損金		993,095,087	1,240,964,286
(うち分配準備積立金)		(3,510,330,800)	(3,584,210,346)
剩余金合計		△993,095,087	△1,240,964,286
元本等合計		22,642,892,350	21,217,596,025
純資産合計		22,642,892,350	21,217,596,025
負債・純資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△582,403,917	△24,578,086
営業収益合計		△582,403,917	△24,578,086
営業費用			
受託者報酬		12,745,484	11,476,991
委託者報酬		178,436,846	160,677,819
その他費用		3,321,362	4,008,792
営業費用合計		194,503,692	176,163,602
営業損失金額		776,907,609	200,741,688
経常損失金額		776,907,609	200,741,688
当期純損失金額		776,907,609	200,741,688
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		32,510,807	4,539,001
期首次損金		153,596,397	993,095,087
欠損金減少額		12,819,086	54,803,934
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(12,819,086)	(54,803,934)
欠損金増加額		1,559,031	5,406,925
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(1,559,031)	(5,406,925)
分配金		106,361,943	101,063,521
期末欠損金		993,095,087	1,240,964,286

ガリレオ

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2007年10月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2007年10月22日としております。	計算期間の取扱い 2007年10月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間初日は2007年10月23日としております。また、2008年4月20日が休業日のため、本計算期間末日は2008年4月21日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	25,625,662,845円	23,635,987,437円
期中追加設定元本額	145,606,244円	126,864,499円
期中一部解約元本額	2,135,281,652円	1,304,291,625円
2. 計算期間末日における受益権の総数	23,635,987,437口	22,458,560,311口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は993,095,087円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,240,964,286円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	374,117,959円	367,737,853円
費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	279,585,515円	284,151,043円
分配準備積立金額	3,242,574,784円	3,317,536,014円
本ファンドの分配対象収益額	3,896,278,258円	3,969,424,910円
本ファンドの期末残存口数	23,635,987,437口	22,458,560,311口
1口当たり収益分配対象額	0.164845円	0.176744円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金額	106,361,943円	101,063,521円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期 (2007年10月22日現在)		第22期 (2008年4月21日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	22,943,757,985	△347,421,975	21,494,823,148	31,653,300
合計	22,943,757,985	△347,421,975	21,494,823,148	31,653,300

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
1口当たり純資産額	0.9580円	0.9447円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ガリレオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2007年10月22日現在)	(2008年4月21日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		700,809,537	541,925,078
コール・ローン		4,616,172,705	5,226,861,671
国債証券		19,258,449,913	17,702,822,672
派生商品評価勘定		679,945,374	254,284,129
未収利息		415,976,643	380,020,722
前払費用		3,522,606	72,815,809
差入委託証金		476,886,929	195,362,208
流動資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289
資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,372,950,675	967,670,345
前受金		—	550,215
未払解約金		28,631,959	26,742,217
流動負債合計		1,401,582,634	994,962,777
負債合計		1,401,582,634	994,962,777
純資産の部			
元本等			
元本		21,415,693,262	20,251,951,463
剰余金			
期末剰余金		3,334,487,811	3,127,178,049
剰余金合計		3,334,487,811	3,127,178,049
元本等合計		24,750,181,073	23,379,129,512
純資産合計		24,750,181,073	23,379,129,512
負債・純資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年總理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外貨通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外貨通貨の売却時において、当該外貨通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該外貨通貨の売却時の外貨為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の外貨建資産等の外貨投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

ガリレオ

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2007年10月22日現在)	(2008年4月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	23,329,137,478円	21,415,693,262円
期中追加設定元本額	330,868,558円	309,118,781円
期中一部解約元本額	2,244,312,774円	1,472,860,580円
期末元本額	21,415,693,262円	20,251,951,463円
元本の内訳		
DCガリレオ	1,562,999,669円	1,632,042,291円
ガリレオ	19,852,693,593円	18,619,909,172円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,415,693,262口	20,251,951,463口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2007年10月22日現在)		(2008年4月21日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	19,258,449,913	△30,358,871	17,702,822,672	△41,069,114
合計	19,258,449,913	△30,358,871	17,702,822,672	△41,069,114

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 取引の内容	1. 取引の内容 同左
当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。	
2. 取引に対する取組方針	2. 取引に対する取組方針 同左
デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	
3. 取引の利用目的	3. 取引の利用目的 同左
デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用であります。	
4. 取引に係るリスクの内容	4. 取引に係るリスクの内容 同左
当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引リスクがあります。	
5. 取引に係るリスク管理体制	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2007年10月22日現在)			(2008年4月21日現在)				
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引	7,427,405,122	—	7,391,835,443	△35,569,679	6,068,636,830	—	6,054,551,384	△14,085,446
	買建	11,059,775,248	—	11,134,858,432	△75,083,184	5,234,431,435	—	5,216,568,335	17,863,100
	合計	18,487,180,370	—	18,526,693,875	△110,652,863	11,303,068,265	—	11,271,119,719	3,777,654

(2) 通貨関連

区分	種類	(2007年10月22日現在)				(2008年4月21日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引									
買建	米ドル	3,312,763,500	—	3,325,434,000	12,670,500	405,608,900	—	424,965,000	19,356,100
	カナダドル	2,071,177,199	—	2,129,036,000	57,858,801	—	—	—	—
	ユーロ	1,079,044,700	—	1,115,950,000	36,905,300	600,368,602	—	633,717,500	33,348,838
	英ポンド	3,981,952,987	—	4,038,699,375	56,746,388	579,039,543	—	600,650,000	21,610,457
	イスラエル	1,221,153,125	—	1,234,093,750	12,940,625	297,223,500	—	305,460,000	8,236,500
	スイスフラン	3,378,376,400	—	3,398,400,000	20,023,600	458,998,400	—	486,080,000	27,081,600
	クローネ	4,441,521,120	—	4,604,160,000	162,638,880	510,603,600	—	530,140,000	19,536,400
	トルコリラ	1,502,266,270	—	1,499,400,000	△2,866,270	525,483,280	—	537,264,000	11,780,720
	オーストラリア	916,564,470	—	942,194,000	25,629,530	—	—	—	—
	ニュージーランド	2,413,060,870	—	2,496,144,000	83,083,130	941,118,260	—	974,725,000	33,606,740
	ドル	9,844,598,000	—	9,846,249,000	△1,651,000	7,226,695,700	—	7,390,025,000	△163,329,300
	カナダドル	2,673,623,680	—	2,866,010,000	△192,386,320	211,177,320	—	216,132,000	△4,954,680
	ユーロ	10,363,692,125	—	10,781,085,000	△417,392,875	9,908,032,500	—	10,474,240,000	△566,207,500
	英ポンド	6,486,940,006	—	6,481,233,750	5,706,256	1,717,000,000	—	1,753,975,000	△36,975,000
	イスラエル	3,352,376,499	—	3,409,031,250	△56,813,751	1,020,163,025	—	1,043,655,000	△23,491,975
	スイスフラン	4,300,353,960	—	4,495,800,000	△195,446,040	862,077,320	—	902,720,000	△40,642,680
	クローネ	1,941,369,600	—	2,027,520,000	△86,150,400	38,160,000	—	40,780,000	△2,620,000
	トルコリラ	407,224,835	—	429,828,000	△22,603,165	343,996,900	—	364,572,000	△20,575,100
	オーストラリア	1,925,162,113	—	2,001,120,000	△75,957,887	190,398,460	—	194,592,000	△4,193,540
	ニュージーランド	738,904,260	—	744,192,000	△5,287,740	393,393,550	—	422,125,000	△28,731,450
	ドル	66,351,966,719	—	67,865,580,125	△582,352,438	26,229,538,920	—	27,295,817,500	△717,163,870

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日によりうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値または最終相場で評価しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対する顧客先物相場の値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の値が発表されている場合は、当該予約為替は当該日に対する顧客先物相場の値により評価しております。
- (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下のように評価しております。

 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日最も近い前後二つの対顧客先物相場の値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日最も近い発表されている対顧客先物相場の値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

区分	(2007年10月22日現在)	(2008年4月21日現在)
1口当たり純資産額	1,1557円	1,1544円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託 ガリレオ

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ゴールドマン・サックスが開発した3つの計量モデルを組み合わせて用いることにより、世界債券・通貨の分散投資を行います。

① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。

② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本を含める世界各国の債券に投資します。マザーファンドにおいては、債券市場の国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築には、ゴールドマン・サックスが開発したファンダメンタル分析に基づく3つの異なる計量モデルを使います。

③ 3つのモデルとは、

単独絶対リターン・モデル

— 各国の資産についてリターン予測を行います。

市場間リターン・スプレッド・モデル

— 各国間の資産における相対的なリターンの差を予測します。

ブラック・リターマン・モデル

— 均衡リターン評価モデル

です。ポートフォリオは、この3つのモデルによる最適化を目指します。

④ 単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組合せにより、モデルを1つだけ用いた時には難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

⑤ マザーファンドにおいては、運用期間中を通じて、世界各国の先物取引、為替予約等を使用し、市場配分・通貨配分の見直しを行います。

⑥ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。

(3) 投資制限

① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

② 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ガリレオ
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億円～金500億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第7項、第55条、第56条、第57条または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当時の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、50億口～500億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎月最終営業日(以

下「特定日」といいます。)の翌々営業日にこれを用いるものとします。ただし、2003年1月7日以降は、追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 前項における追加信託金は、追加信託を行いう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつ

た場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第 11 条 [削除]

② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるガリレオ自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、2003 年 1 月 6 日以降は、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 48 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは預め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の価額は、特定日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に以下に定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数

料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に以下に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「取得申込の金額」とは、原則として基準価額に上記手数料および消費税等に相当する金額を加算した金額をいいますが、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に書面で通知することによって、当該証券会社もしくは登録金融機関が取得の申込みに応じる受益権については基準価額のみとすることができます。2002 年 11 月 30 日以降は、前項の場合の受益権の価額は、取得申込日(2002 年 12 月 30 日以前は特定日)の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 2.00% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

(手数料率)

取得申込の金額が 1 億円未満の場合: 2%

取得申込の金額が 1 億円以上

10 億円未満の場合: 1%

取得申込の金額が 10 億円以上の場合: 0.5%

⑤ [削除]

⑤の2 [削除]

⑥ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 42 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消すことができます。

⑧ [削除]

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振

替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

第 14 条 [削除]

第 15 条 [削除]

第 16 条 [削除]

第 17 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 17 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 25 条、第 26 条および第 27 条に定めるものに限ります。)
 3. 金銭債権
 4. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 18 条 委託者(第 19 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 19 条、第 20 条から第 29 条まで、第 31 条および第 37 条から第 40 条までについて同じ。)は、信託金を、主としてガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
16. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書および第 8 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものおよび第 10 号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 8 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号の証券および第 10 号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預 金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 70 を超えるこ

となる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券または投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託財産相互間取引等)

第18条の2 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所 在 地： アメリカ合衆国ニューヨーク州
ニューヨーク市

委託内容： 債券および通貨の運用

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者の間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約

権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図ができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うこととの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 25 条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予

約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するのみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行ふに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができまます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混載寄託)

第34条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

第35条 [削除]

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入った資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第39条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するため必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

(受託者による資金の立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日までおよび 10 月 21 日から 4 月 20 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1997 年 5 月 1 日から 1997 年 10 月 20 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間修了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 44 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固

定率または固定金額を変更することができます。

④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了の時、信託財産中から委託者に対して支弁します。

⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的な判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 [削除]

(収益分配金の再投資)

第 48 条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に

応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 儻還金(信託終了における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

③の 2 儻還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

④ [削除]

⑤ [削除]

第 50 条 [削除]

(償還金の時効)

第 51 条 受益者が、信託終了による償還金について第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 52 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 49 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第 53 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取りの請求があるときは、1997 年 10 月最終営業日以降において、第 7 条第 1 項に規定する特定日を買取りの受付日として 1 口単位をもってその受益権を買取ります。ただし、2003 年 1 月 6 日以降は、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドン

の銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合を除き、毎営業日に 1 口単位をもって受益権を買取ります。前記にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、1997 年 10 月最終営業日前日以前に、または特定日を除く 2002 年 12 月 30 日以前に、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から、次の事由により買取りの請求があるときは、当該請求の日を買取りの受付日として、1 口単位をもってその受益権を買取ります。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。1997 年 10 月最終営業日前日以前に受益者から買取りの請求があつた場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者より買取った受益権を 1997 年 10 月最終営業日以降の特定日において、委託者に一部解約の実行を請求するものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社または登録金融機関が認めるとき

以上にかかわらず、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関する当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、委託者との協議に基づいて、第 1 項による受益権の買取りを中止することまたはすでに受けた買取請求を保留または取消すことができます。

④ 前項により受益権の買取りが中止された場合またはすでに受けた買取請求が保留された場合には、受益者は買取中止または請求保留以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取りの受付日として第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 54 条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条におい

て同じ。)は、1997年10月最終営業日以降の特定日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該特定日を一部解約の実行の請求日として、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約の受付けは、前月の特定日の翌営業日から解約の請求を行う月の特定日までとします。ただし、2003年1月6日以降は、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合を除き、毎営業日に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の請求を受け付いた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に對して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑨ 第55条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、

第55条第4項中「第1項」とあるのは「第54条第7項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないことときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継せることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条の2 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 第 48 条第 3 項および第 49 条第 3 項の 2 に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する 2000 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

第 2 条

本約款第 7 条第 1 項の規定に拘らず、1999 年 12 月に限り、当該規定の「特定日」を 12 月 21 日とします。

第 3 条

2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 17 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 4 条

第 27 条および第 39 条の 2 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 5 条

第 27 条および第 39 条の 2 に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本と

して定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1997年5月1日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 日興シティ信託銀行株式会社

＜信託約款＞

ガリレオ

追加型株式投資信託 / バランス型

請求目論見書
2008.7

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うガリレオ（以下「本ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 1 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 1 月 19 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは債券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。

(注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。）を「投資信託法」といっています。また、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。）を「社振法」といっています。

(注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注 4) 本書においてガリレオを「本ファンド」とい、本ファンドおよびガリレオ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を総称して「ガリレオ」といっています。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

(注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	1
第 3	管理及び運営	2
1	資産管理等の概要	2
2	受益者の権利等	5
第 4	ファンドの経理状況	6
1	財務諸表	6
2	ファンドの現況	9
第 5	設定及び解約の実績	9

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は1997年5月1日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受付けるものとします。

* 2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

(4) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権のお買付のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みを取消することができます。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

* 2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金価額は、ご換金の請求日の翌営業日の基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

　　ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
　　電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
　　ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

(5) ご換金の代金は、受益者によるご換金の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、ご換金のお申込みの受付を中止またはすでに受けたご換金のお申込みを保留または取消させていただくことがあります。

なお、上記により受益権のご換金のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受けたご換金のお申込みが保留された場合には、受益者は当該中止または保留以前に行なった当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権のご換金代金は、当該中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第 3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド 1 万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の 1 万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

　　ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

　　電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

　　ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。年 2 回（4 月および 10 月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作

成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1997年5月1日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年4月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1997年5月1日から1997年10月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記「(b) その他の事由による信託の終了」に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約命令を受けたときは、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任および解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c . その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（G S A M ニューヨーク）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d . 反対者の買取請求権

上記a . に規定する信託契約の解約または上記b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a . または上記b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f . 保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g . 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

h . 混藏寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および

外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本項において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ・上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ・信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ・動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

j. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、一部解約の実行の請求日より起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金(解約)手続等

前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

第4 ファンドの経理状況

(1) 本ファンドの財務諸表は、第21期計算期間（2007年4月21日から2007年10月22日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第22期計算期間（2007年10月23日から2008年4月21日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（2007年4月21日から2007年10月22日まで）及び、第22期計算期間（2007年10月23日から2008年4月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

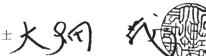
独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士

業務執行社員 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成19年1月21日から平成20年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求める。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成20年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

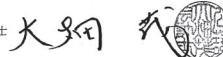
以上

独立監査人の監査報告書

平成19年1月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成19年1月21日から平成19年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求める。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成19年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ガリレオ

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		22,943,757,985	21,494,823,148
未収入金		19,385,985	24,480,725
流動資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873
資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		106,361,943	101,063,521
未払解約金		19,385,985	24,480,725
未払受託者報酬		12,745,484	11,476,991
未払委託者報酬		178,436,846	160,677,819
その他未払費用		3,321,362	4,008,792
流動負債合計		320,251,620	301,707,848
負債合計		320,251,620	301,707,848
純資産の部			
元本等			
元本		23,635,987,437	22,458,560,311
剰余金			
期末欠損金		993,095,087	1,240,964,286
(うち分配準備積立金)		(3,510,330,800)	(3,584,210,346)
剰余金合計		△993,095,087	△1,240,964,286
元本等合計		22,642,892,350	21,217,596,025
純資産合計		22,642,892,350	21,217,596,025
負債・純資産合計		22,963,143,970	21,519,303,873

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
		金額(円)	金額(円)
営業収益		△582,403,917	△24,578,086
有価証券売買等損益		△582,403,917	△24,578,086
営業収益合計			
営業費用			
受託者報酬		12,745,484	11,476,991
委託者報酬		178,436,846	160,677,819
その他費用		3,321,362	4,008,792
営業費用合計		194,503,692	176,163,602
営業損失金額		776,907,609	200,741,688
経常損失金額		776,907,609	200,741,688
当期純損失金額		32,510,807	4,539,001
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		153,596,397	993,095,087
期首欠損金		12,819,086	54,803,934
欠損金減少額		(12,819,086)	(54,803,934)
当期一部解約に伴う欠損金減少額		1,559,031	5,406,925
欠損金増加額		(1,559,031)	(5,406,925)
当期追加信託に伴う欠損金増加額		106,361,943	101,063,521
分配金		993,095,087	1,240,964,286
期末欠損金			

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	374,117,959円	367,737,853円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	279,585,515円	284,151,043円
分配準備積立金額	3,242,574,784円	3,317,536,014円
本ファンドの分配対象収益額	3,896,278,258円	3,969,424,910円
本ファンドの期末残存口数	23,635,987,437口	22,458,560,311口
1口当たり収益分配対象額	0.164845円	0.176744円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金額	106,361,943円	101,063,521円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期 (2007年10月22日現在)		第22期 (2008年4月21日現在)	
	貸借対照表上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	22,943,757,985	△347,421,975	21,494,823,148	31,653,300
合計	22,943,757,985	△347,421,975	21,494,823,148	31,653,300

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
1口当たり純資産額	0.9580円	0.9447円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	18,619,909,172	21,494,823,148	—
	合計		—	18,619,909,172	21,494,823,148

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	第22期 自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同上
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2007年10月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2007年10月22日としております。	計算期間の取扱い 2007年10月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2007年10月23日としております。また、2008年4月20日が休業日のため、本計算期間末日は2008年4月21日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第21期 (2007年10月22日現在)	第22期 (2008年4月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	25,625,662,845円	23,635,987,437円
期中追加設定元本額	145,606,244円	126,864,499円
期中一部解約元本額	2,135,281,652円	1,304,291,625円
2. 計算期間末日における受益権の総数	23,635,987,437口	22,458,560,311口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は993,095,087円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,240,964,286円であります。

ガリレオ

参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ガリレオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2007年10月22日現在)		(2008年4月21日現在)		
		金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	
資産の部						
流動資産						
預金		700,809,537	541,925,078			
コール・ローン		4,616,172,705	5,226,861,671			
国債証券		19,258,449,913	17,702,822,672			
派生商品評価勘定		679,945,374	254,284,129			
未収利息		415,976,643	380,020,722			
前払費用		3,522,606	72,815,809			
差入委託証金		476,886,929	195,362,208			
流動資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289			
資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289			
負債の部						
流動負債						
派生商品評価勘定		1,372,950,675	967,670,345			
前受金		—	550,215			
未払解約金		28,631,959	26,742,217			
流動負債合計		1,401,582,634	994,962,777			
負債合計		1,401,582,634	994,962,777			
純資産の部						
元本等						
元本		21,415,693,262	20,251,951,463			
剰余金						
期末剰余金		3,334,487,811	3,127,178,049			
剰余金合計		3,334,487,811	3,127,178,049			
元本等合計		24,750,181,073	23,379,129,512			
純資産合計		24,750,181,073	23,379,129,512			
負債・純資産合計		26,151,763,707	24,374,092,289			

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外國通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外國通貨の売却時において、当該外國通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外國通貨の割合相当額を当該外國通貨の売却時の外國為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外國投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2007年10月22日現在)	(2008年4月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	23,329,137,478円	21,415,693,262円
期中追加設定元本額	330,868,558円	309,118,781円
期中一部解約元本額	2,244,312,774円	1,472,860,580円
期末元本額	21,415,693,262円	20,251,951,463円
元本の内訳		
D C ガリレオ	1,562,999,669円	1,632,042,291円
ガリレオ	19,852,693,593円	18,619,909,172円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,415,693,262口	20,251,951,463口

(有価証券に関する注記)

種類	(2007年10月22日現在)		(2008年4月21日現在)	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	19,258,449,913	△30,358,871	17,702,822,672	△41,069,114
合計	19,258,449,913	△30,358,871	17,702,822,672	△41,069,114

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク回避する目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2007年10月22日現在)			(2008年4月21日現在)				
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	7,427,405,122	—	7,391,835,443	△35,569,679	6,068,636,830	—	6,054,551,384	△14,085,446
	売建	11,059,775,248	—	11,134,858,432	△75,083,184	5,234,431,435	—	5,216,568,335	△17,863,100
	合計	18,487,180,370	—	18,526,693,875	△110,652,863	11,303,068,265	—	11,271,119,719	△777,654

(2) 通貨関連

区分	種類	(2007年10月22日現在)			(2008年4月21日現在)				
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引									
米ドル		3,312,763,500	—	3,325,434,000	12,670,500	405,608,900	—	424,965,000	19,356,100
カナダドル		2,071,177,199	—	2,129,036,000	57,858,801	—	—	—	—
ユーロ		1,079,044,700	—	1,115,950,000	36,905,300	600,368,662	—	633,717,500	33,348,838
英ポンド		3,981,952,987	—	4,038,699,375	56,746,388	579,039,543	—	600,650,000	21,610,457
スイスフラン		1,221,153,125	—	1,234,093,750	12,940,625	297,223,500	—	305,460,000	8,236,500
スウェーデン クローナ		3,378,376,400	—	3,398,400,000	20,023,600	458,998,400	—	486,080,000	27,081,600
ノルウェー クローネ		4,441,521,120	—	4,604,160,000	162,638,880	510,603,600	—	530,140,000	19,536,400
オーストラリア ドル		1,502,266,270	—	1,499,400,000	△2,866,270	525,483,280	—	537,264,000	11,780,720
ニュージーランド ドル		916,564,470	—	942,194,000	25,629,530	—	—	—	—
シンガポール ドル		2,413,060,870	—	2,496,144,000	83,083,130	941,118,260	—	974,725,000	33,606,740
米建		9,844,598,000	—	9,846,249,000	△1,651,000	7,226,699,700	—	7,390,025,000	△163,329,300
カナダドル		2,673,623,680	—	2,666,010,000	△192,386,320	211,177,320	—	216,132,000	△4,954,680
ユーロ		10,363,692,125	—	10,781,085,000	△417,392,875	9,908,032,500	—	10,474,240,000	△566,207,500
英ポンド		6,486,940,006	—	6,481,233,750	5,706,256	1,717,000,000	—	1,753,975,000	△36,975,000
スイスフラン		3,352,217,499	—	3,409,031,250	△56,813,751	1,020,163,025	—	1,043,655,000	△23,491,975
スウェーデン クローナ		4,300,353,960	—	4,495,800,000	△195,446,040	862,077,320	—	902,720,000	△40,642,680
ノルウェー クローネ		1,941,369,600	—	2,027,520,000	△86,150,400	38,160,000	—	40,780,000	△2,620,000
オーストラリア ドル		407,224,835	—	429,828,000	△22,603,165	343,996,900	—	364,572,000	△20,575,100
ニュージーランド ドル		1,925,162,113	—	2,001,120,000	△75,957,887	190,398,460	—	194,592,000	△4,193,540
シンガポール ドル		738,904,260	—	744,192,000	△5,287,740	393,393,550	—	422,125,000	△28,731,450
合計		66,351,966,719	—	67,865,580,125	△582,352,438	26,229,538,920	—	27,295,817,500	△717,163,870

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所が相互間で対反充販が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日に予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2007年10月22日現在)	(2008年4月21日現在)
1口当たり純資産額	1,1557円	1,1544円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	25,400,000,00	37,675,343,75	
		US TREASURY N/B 8.875%	16,600,000,00	23,107,718,75	
小計				60,783,062,50	(6,321,438,500)
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5%	8,100,000,00	8,374,266,00	
		DEUTSCHLAND REP 6%	36,500,000,00	41,072,720,00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	9,100,000,00	10,802,792,00	
小計				60,249,778,00	(9,913,498,472)
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 6%	3,100,000,00	3,570,642,00	
		UK TREASURY 8.75%	2,700,000,00	3,494,313,00	
小計				7,064,955,00	(1,467,885,700)
合計				17,702,822,672	(17,702,822,672)

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	100.0%	35.7%
ユーロ	国債証券 3銘柄	100.0%	56.0%
英ポンド	国債証券 2銘柄	100.0%	8.3%

(2) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2008年4月30日現在)

I 資産総額	21,220,617,471円
II 負債総額	25,663,384円
III 純資産総額 (I - II)	21,194,954,087円
IV 発行済口数	22,486,327,495口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9426円

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

純資産額計算書

(2008年4月30日現在)

I 資産総額	23,886,943,153円
II 負債総額	827,223,091円
III 純資産総額 (I - II)	23,059,720,062円
IV 発行済口数	20,013,378,631口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1522円

回る地球の債券投資。

ガリレオ[®]

